

備前市事務事業評価シート

(平成20年度事業)

事業の概要		事業開始年度		平成12年度(実質平成11年10月)		根拠法令・規程等		介護保険法	
総合計画	大項目	基本目標	02	健康でやさしさあふれるまちづくり		問合先	担当課(室)	介護福祉課	
	中項目	基本施策	01	やさしさあふれるまちづくり			職・氏名	介護保険係長 玉野直美	
	小項目	施策	05	介護保険			電話	0869-64-1828	
事務事業名		04		介護保険給付事業					

事業の実施		対象(誰・何に対して)		要介護認定・要支援認定者及び介護者	
		目的(何のために)		介護を必要とする人の負担を軽減するために介護保険の給付をおこなう。	
		行政活動(どのような方法で)		給付した内容が適正なものであったか否かやかをチェックすることで、利用者が適切なサービス利用ができるようにサービス事業者等の指導を行う。	
		事業の意図する成果(どのような状態にしたいのか)		不適切な給付を是正し、利用者に対する適切な介護サービスを確保する。また、介護保険給付費や介護保険料の増大を抑制する。	

事業の実績							
活動実績	実施項目		単位	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	
	要介護認定者(年度末)		人	1,852	1,863	1,851	
	介護保険受給者(年度末)		人	1,476	1,490	1,509	
	施設・居住系利用者数(年度末)		人	532	542	562	
	認定率(年度末)		%	16.2	16.1	15.7	
	受給率(年度末)		%	79.7	80.0	81.5	
	適正化による過誤申立件数		件	6	23	14	
	適正化による効果額		円	29,773	1,194,247	310,216	
	事業費	必要人員		千円	2,513,980	2,591,856	2,570,029
		必要人員		人	1.80	2.35	1.69
必要人員		人	12,915	18,427	13,157		
事業費		千円	2,526,895	2,610,283	2,583,186		
事業費		千円	1,850,853	1,795,119	1,638,296		
事業費		千円	544,160	572,311	578,164		
結果	受給者負担		千円	131,882	242,853	366,726	
	受給者負担		千円	131,882	242,853	366,726	
	受給者負担		千円	131,882	242,853	366,726	
	受給者負担		千円	131,882	242,853	366,726	
結果指標①	結果指標名		単位	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	
	不適切給付の取下げ件数		件	6	23	14	
	対前年比		%	-	383.3%	60.9%	
	活動コスト		円	152,000	748,200	129,133	
結果指標②	介護保険受給者数		人	1,476	1,490	1,509	
	対前年比		%	-	100.9%	101.3%	
	活動コスト		円	2,513,980,000	2,591,856,000	2,570,029,000	
	単位当たりコスト		円	1,703,238	1,739,501	1,703,134	

事業の成果						
不適切給付の取下げ割合	成果指標名	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	到達目標値
	目標値(A)		1.00%	1.50%	1.50%	2.00%
	実績値(B)		0.41%	1.54%	0.93%	到達目標年度
		達成率(B/A)	40.7%	102.9%	61.9%	平成22年度
成果指標設定の考え方・式や説明						
介護給付適正化の取組によって取下げた不適切給付の件数を介護保険受給者数で除した割合						

事業の目的、対象、内容を考えながら目的妥当性の評価を行って下さい。

事業費や単位当たりのコストに留意しながら効率性の評価を行って下さい。

事業の目的やその数値目標である成果指標に留意しながら有効性の評価を行って下さい。

事務事業の評価		妥当性の評価		妥当性評価<A~E>		A	
妥当性の評価	市の関与の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施するよう法令で義務づけられている <input type="checkbox"/> 法令で義務づけられていないが、実施しなければ大半の市民の日常生活に支障をきたす <input type="checkbox"/> 現在市が実施しているが、実施しなくても市民の日常生活に支障をきたさない <input type="checkbox"/> 事業の内容が一部の受益者に偏っている <input checked="" type="checkbox"/> 対象者は限定的であるが社会的弱者等を対象としている <input checked="" type="checkbox"/> 現在の市を取り巻く環境からも目的・意図する成果は妥当である <input type="checkbox"/> 事業開始当初の目的から変化してきている <input type="checkbox"/> 事業開始当初の目的は、ほぼ達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 厳しい財政状況であるが、実施する必要がある <input type="checkbox"/> 類似した事業がある		判定理由・課題認識		要介護(要支援)認定者等が必要とするサービスを適切に受けられるようにすることは妥当である。	
		市民ニーズ	<input type="checkbox"/> 市民・団体等から要望・要請が強い <input type="checkbox"/> 説明				
効率性の評価	コスト	<input checked="" type="checkbox"/> 単位当たりコストは前年度と比較して改善している <input type="checkbox"/> 実施方法(派遣・委託等)を見直すことでコストを下げる余地がある <input type="checkbox"/> 事務の電子化や事務改善によりコストを下げる余地がある <input checked="" type="checkbox"/> コスト削減の努力はしているが、下がる余地は小さい <input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担率は適正である <input type="checkbox"/> 受益者負担率を見直す余地がある <input checked="" type="checkbox"/> サービスを維持するためこれ以外、他に手段が見当たらない <input type="checkbox"/> 現在の手段は過剰なサービスのため、改善の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 最適な手段を求めて職場内で改善・研修に努めている		効率性評価<A~E>		B	
		目的達成度	<input checked="" type="checkbox"/> 成果指標の設定は適切である <input type="checkbox"/> 成果指標の目標値は目標年度に達成できそうである <input type="checkbox"/> 成果指標達成率は前年度と比較して向上している <input checked="" type="checkbox"/> 成果指標達成率は80%未満となっている <input type="checkbox"/> 現在の事業を継続しても成果指標の向上は期待できない <input type="checkbox"/> 現在の事業を継続してHPや広報等で情報提供している <input type="checkbox"/> 事業実施等で積極的に市民意見を反映させる仕組みがある <input checked="" type="checkbox"/> 事業にはNPO、ボランティア団体等が参画している <input type="checkbox"/> 事業のプランづくりから市民参加を得る手段をとっている		判定理由・課題認識		介護給付の適正化の取組を実施したことによりある程度コスト削減が計れており、今後より効果が期待できる。
有効性の評価	市民参画度			有効性評価<A~E>		B	
				判定理由・課題認識		今後さらにサービス利用者は増え続けることが予想されるので、利用者の期待に応えられる適切な給付管理が求められている。	

平成21年度の状況		目標値		結果指標量①		24		結果指標量②		1,596		成果指標量		1.6%	
状況	説明	拡充		現状継続		見直し		縮小		整理統合		休止		廃止・完了	
		O		O		O		O		O		O		O	
説明		平成18年にコムスの介護報酬不正請求や事業所指定の不正取得の事件が発覚した。この事件を受けて、市が指定を行う地域密着サービス事業所について、今後とも継続的な指導・監督が必要である。また、平成20年度からケアプランチェックを実施しており、介護給付適正化の取り組みの強化が必要である。													

総合評価		評価区分<A~E>		B	
サービス内容をチェックすることにより、額面は小さくてもサービス内容が適正に行われるよう、事業所への抑止力につながっている。また、地域密着型サービス(高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できる観点から、原則として日常生活圏域内でサービスの利用および提供が完結し、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行うサービス)の創設のための事業者指定と指導実施にあわせて過誤請求・不正請求の発見・防止が必要となっている。					

平成22年度以降の方向性・内容		方向性		拡充		現状継続		見直し		縮小		整理統合		休止		廃止・完了	
説明		介護給付適正化の取組の強化として、介護サービス利用者に対する利用サービスの内容と費用総額等の内訳の通知を、年2回以上実施するように検討している。															
改善がある場合	評価の視点	改善内容		改善時期		改善により期待される効果											
	有効性	介護給付費通知の実施		平成22年度		受給者等から寄せられた架空・過剰請求等の情報に基づき、事業者指導を行うことにより不正請求の発見・防止ができるようになる。											